

土浦市議会 新勇会 視察報告書

新勇会は土浦市の取り組むべき課題が多数ある中で10月の行政視察は、①ゴミ処理収集、②農業と福祉の連携、③空き家対策について調査を行うことに決定しました。

1. 視察地 北海道室蘭市
2. 期日 令和6年10月21日（月）14：00～15：30
3. テーマ 廃棄物収集効率化事業（収集しマース）について
4. 目的

土浦市におけるごみ収集・運搬・処理事業における課題は①最終処分場の空き容量②ゴミ処理場の更新時期 ③収集運搬事業の効率化等がある。室蘭市はパナソニック ITS 株式会社との連携により、ゴミ集積所、収集ルート、収集状況等をアプリで管理することに2023年から取り組み、事業の効率化を図っている。本市への導入が可能か調査研究する。

5. 内容

廃棄物収集効率化サービス「収集しマース」について

- ・廃棄物収集の様々な課題を解決
- ・システム構成
- ・ソフトウェア
- ・ハードウェア
- ・主要機能一覧
- ・自治体管理者向け（管制アプリ）
- ・収集担当者向け（タブレットアプリ）
- ・導入実績（提案含む）
- ・効率化効果の実績
- ・導入による効率化効果（見込み）
- ・FAQ

5. 質疑応答

(1) 質問：パナソニック ITS 株式会社との連携を選んだ理由

回答：ゴミ集積所、収集ルート、収集状況等をアプリで管理することによる収集事業の効率化を図っているから。また、パナソニック ITS 株式会社は地域課題解決に取り組んでおりSDGs教育などの面でも経済的効果をはじめとする様々な効果を期待している。

(2) 質問：取り組んだきっかけはどのようなことか。

回答：事業者組合から、作業員人材不足、作業員の高齢化などにより、業務の効率化を求める要望があった。

(3) 質問：取り入れたことによる効果にはどのようなものがあるか。

回答：ゴミの減量化につながっている。導入により、収集にかかる時間が短縮され、その分経費が削減されて、全体的な効率化につながっている。

6. 意見・感想

島岡

自治体・管理者は管制アプリ、収集担当者はタブレットアプリで収集ルートや集積所の状況を確認することにより、効率化が図られている。さらに、住民への情報公開も住民サービス向上につながっている。また、ゴミの収集量も管理できることから、収集エリアの再編も作業の効率化が図られている。収集遅れ時の応援体制も可能である。

費用面の課題があるが、本市でも導入すべきである。

田中

タブレットアプリにて収集ルートや集積所が解りやすく指示がでて、
尚、未回収の場所までわかり指示が出るのは素晴らしかったです。
土浦でも早急の導入を検討して頂きたいと思いました。

菅井

大手企業との連携を図ることで、市単体では難しいこともスピード感をもって取り組むことができ、地域の活性化に繋がると感じました。タブレット等の端末で収集の状況がすぐに確認できることは大変便利で、そこから他のサービスにも発展していけることはメリットとして大変大きいため、土浦でも導入することを検討し、今後の展開に期待したいと思いました。幅広いサービス展開が可能となった際の利便性から人口の動きにも良い影響力があるように感じます。





1. 視察地 北海道恵庭市
2. 期日 令和6年10月22日（火）13：30～15：00
3. テーマ 農福連携ネットワークについて
4. 目的

人口減少社会、高齢化社会、労働力不足、この3つの課題は本市のみならず全国的な問題である。一方、増加する高齢者、定年延長による労働人口の補填、健康寿命の増加による高齢者の労働または働く場所の問題、障がいを持つ方々の社会参加の機会の増加、それらの課題解決策として農業と福祉の連携は今後本市における大切な課題である。

恵庭市で取り組んでいる、障がい者の方々の農業への参加が今後の土浦市にとっても大切な取り組みになってくるので視察地とし調査研究を行う。

5. 内容

農福連携の取り組みについて～恵庭市農福連携ネットワークの活動～

- ・恵庭市の概要

人口等、恵庭市の農業、恵庭市の障害福祉

- ・恵庭市農福連携ネットワークについて

目的、活動、構成、会員の役割

- ・ネットワークにおけるこれまでの活動

会議、農業実習、視察、シンポジウムほか

- ・地域での事例

6. 質疑応答

(1) 質問：農福連携ネットワークについて障がい者の雇用促進に結びついているのか

回答：障がい者雇用は障がい者のタイプにより様々な形態があり、雇用に直結するわけではないが、中には農業に適性がある方がいたりするので社会参加には一定の効果が認められる。

(2) 質問：受け入れ農業者の募集はどのような行っているのか。

回答：障害福祉課で行い5件ほどの応募があった。

工賃（賃金）は、農家と福祉事業所で契約を結び協議し、出来高払いまたは歩合制で決めた。

(3) 質問：雇用している障害者の人数は何人か。

回答：肢体不自由 0人

知的障害 6人

精神障害 4人

(4) 質問：作業中の指導者、農家の支援はどうしているのか。

回答：福祉事業所指導員があたり、農業版ジョブコーチの導入も検討している。

6. 意見・感想

島岡

① 農業者や農業支援機関 ②福祉関係機関、福祉事務所 ③行政障がい福祉課、農政課、福祉課がネットワークを厚生することにより、障がい者の農業への参加を目指した活動である。このような活動で一番大切なのはマッチングであり、事例を見ると（トマト、たまねぎ、ミニトマト、きゅうり、ジャガイモ、ピーマン）等の収穫体験から始めている。障がい者の農業参加には補助する人員と補助具の作成が大切であると理解した。障がい者と農業で収益を上げるまでには、この先も多くの課題が山積みとは考えるが、本市でもさらに調査研究し取り組むべき事例である。

田中

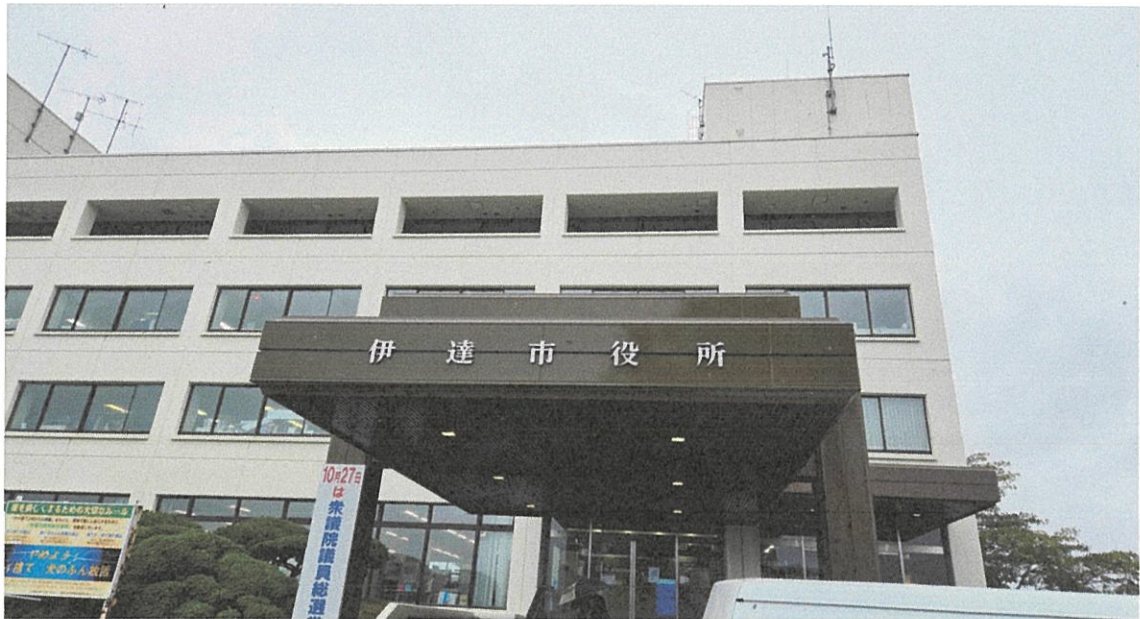
需要と供給がマッチした事業だと思います。

障がい者の方にとっても、自分達の食料に関わる事業なので、興味を持って取り組んで頂ければ多くの山積みの課題が解決出来るのではと思いました。

菅井

障がいを持った方の家族からの意見で多く聞くことは、障害を持った本人が自立して生活していく力を身に着けていけるかという不安が大きいということでした。そのため、農業を通して自給自足という力を身に着け、さらには地域にも貢献していけるという取り組みは必要不可欠であり、素晴らしい取り組みだと感じました。地域との懸け橋や、生活力と収益を得るための力についても考えながら課題解決に導くことが出来ると思いました。





1. 視察地 北海道伊達市
2. 期日 令和6年10月23日(水) 10:00~11:30
3. テーマ 空き家対策事業について
4. 目的

人口減少により、必ず起こる現象が空き家であり、以前は新興住宅地において親世代が高齢化して、子どもが別な場所に居を構え空き家になってしまう仕組みであったが、現在では昔からの集落内でも出生率の低下や結婚をしない人が増え、何代も続いた旧家なども空き家になってしまい、各自治体とも同様の課題を抱えている。伊達市は様々な補助金を利用し、前向きに取り組み補助実績を上げているので、状況を調査したい。

5. 内容

空き家対策(補助金)

(平成29~30年度)

① 不良空き家住宅除却費補助

～不良空き家住宅に必要な費用の一部を補助

〈主な要件〉

- ・ 建築基準法、その他の関係法令に適法に建築されたものであること
- ・ おおむね1年以上空き家となっている建物であること
- ・ 市街化区域内の空き家であること

(平成30年度～令和2年度)

① 空き家改修等補助

～おおむね1年以上空き家となっている建物を取得し、大規模な改修や建て替えをする場合の工事費の一部を補助。

〈主な要件〉

- ・ 建築基準法、その他の関係法令に適法に建築されたものであること
- ・ おおむね 1 年以上空き家となっている建物（住宅、共同住宅）であること
- ・ 空き家の機能や性能を大幅に向上させる 500 万円以上の改修または建て替えであること
- ・ 市内に本店または支店をもつ事業者が施工すること
- ・ 市街化区域内の空き家であること
- ・ 転居後、自治会に加入すること（自己の居住戸建住宅の方）

〈加算項目〉 ※加算額（1 項目 25 万円）

- i) 旧耐震基準の建物（昭和 56 年 5 月以前に建築されたもの）
- ii) 重点対策地区（館山下町、網代町、西浜町、山下町）の建物
- iii) 市外または市街化調整区域からの住み替えの場合
- iv) 中学生以下の子どもがいる場合
- v) 多世帯の同居（親または子の世帯）

② 空き家解体費補助制度

～1 年以上空き家となっている建物を解体する場合に解体費用の一部を補助。

〈補助金額〉

解体工事に係る費用のうち、一般空き家は 1/10 以内、不良空き家は 7/10 以内

〈主な要件〉

- ・ 建築基準法、その他の関係法令に適法に建築されたものであること
- ・ 自己の住居を目的に建築基準法、その他の関係法令に適法に建築されたものであること
- ・ おおむね 1 年以上空き家となっている建物（住宅）の全部を解体・処分する工事であること
- ・ 50 万円以上の解体工事であること
- ・ 不良空き家は法律で定める基準があり、事前に市が確認します

〈加算項目〉 ※加算額（1 項目 10 万円）

- i) 旧耐震基準の建物
- ii) 市街化調整区域にある建物

（令和 3 年度～）

① 空き家取得費補助金

～市内中心部への移住定住促進のため、空き家とその敷地の取得に必要な費用の一部を補助。

〈補助金額〉

取得に係る経費の 3/10 以内

〈主な要件〉

- ・建築基準法、その他の関係法令に適法に建築されたものであること
- ・おおむね1年以上空き家となっている築10年以上の建物とその敷地を有償で取得すること
- ・市街化区域内または指定区域内の空き家であること
- ・自己の居住用として使用するもの（居住部分が1/2以上の併用住宅も可）
- ・適正価格から大きく乖離したものでないこと

〈加算項目〉 ※加算額（1項目20万円）

- i) 市外または市街化調整区域からの住み替えの場合
- ii) 中学生以下の子どもがいる場合（申請時点で妊婦がいる世帯も該当します）
- iii) 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築されたもの
- iv) 建て替えを行う場合

② 空き家除却費補助金

～安全で安心な住環境の整備を進めるため、市内に所在する空き家の除却に必要な費用の一部を補助

〈補助金額〉

解体工事に係る費用のうち、一般空き家は3/10以内、不良空き家は7/10以内

〈主な要件〉

- ・おおむね1年以上空き家となっている建物（住居）の全部を解体・処分する工事であること
- ・個人または不動産賃貸業を行っていない法人が所有者であること
- ・居住用または併用住宅であること

※個人所有の場合に限り、店舗または事務所も含む

- ・対象の空き家の敷地内の他の建物や工作物も除却すること
- ・50万円以上の解体工事であること（RC・SRC造は100万円以上）

〈加算項目〉 ※加算額（1項目5万円）

- i) 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築されたもの
- ii) 市街化調整区域にある建物

6. 質疑応答

(1) 質問：空き家対策補助金を細分化した理由

回答：空き家にも様々な種類があり、平成29～30年度は不良空き家住宅除却費補助。

（平成30年度～令和2年度） 空き家改修等補助 空き家解体費補助制度

（令和3年度～） 空き家取得費補助金。空き家除却費補助金に分類することにより補助目的を明確にすることによって、空き家減少の効果をたかめようとした。

(2) 質問：所有者のいない空家はどうするのか。

回答：成年後見制度を活用している。

(3) 質問：空家バンクについて。

回答：基本的な対策を北海道庁が作成しているのでそれに自治体が対応していく。

伊達市は道庁の方針に則って対応している。

(4) 質問：補助金の支出について

回答：一般会計から支出しているが、長期にわたっての支出は困難なので、この際だから補助金をもらって空家を壊すのが良いという働きかけをしている。商工会では、空き店舗を活用してもらうためにチャレンジショップ補助金という形で補助金を出している。

7. 感想・意見

島岡

補助メニューを空き家の特徴により4つに分類し、補助金を出している。除却、改修、取得等しやすいような補助金なので、H29年～R6年までの間110件実績がある、特に不良空き家については、H29、H30年の2年間で除却は終了している。以降は空き家の除却が大半を占めるが、空き家取得もR3年～R6年まで毎年1件あり、特にR5年は5件となっている。空き家を取得し改修販売に繋がれば、地域経済の活性化にも役に立つので、本市も参考にすべきである。

田中

空き家がドンドン増えているということは、人口が減っているので、市の財政が厳しい中補助金をどこから捻出出来るかが、課題であると感じました。色々な制度を活用して、土浦市でも活用して頂きたい。

菅井

空き家についての問題は幅広く、空き家を活用して居住したいと考える方や、事業として活用していきたいという方も少なくはないと感じるため、うまくマッチングさせて再利用していけるような取り組みが活発化していくと課題解決に繋がっていくと感じました。移住してもメリットがあるような内容の補助が充実すると空き家が減り、事業展開も増えることで地域の人口増加も見込めるので、土浦市でも課題解決に努めていけることを考えていきたいと思います。

